平成２８年（フ）第２５４２号
東京都台東区駒形１丁目10―９―602
債務者　野村　由依
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５４４号
東京都墨田区向島５丁目14―６―204
債務者　石渡　文明
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５４８号
東京都板橋区小豆沢２丁目31―１―101
債務者　川本　　薫
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５４９号
東京都世田谷区瀬田２丁目26―８―202
債務者　宮本　　洋
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５５０号
東京都足立区鹿浜３丁目19―10―302
債務者　高倉　令子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５５９号
埼玉県吉川市栄町869―10
債務者　宜保　健太
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４９号
北海道旭川市永山８条５丁目５番６号
債務者　相澤　一彰
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４５号
北海道旭川市東光11条３丁目２番13号　ホンダマンションＤ号室、申立時の住所北海道旭川市東光７条３丁目４番８号　ステイエクセリア73　202号室
債務者　坪井　　翼（旧姓戸田）
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５５号
北海道旭川市忠和８条３丁目３番26号
債務者　大友ひろみ
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６３号
北海道旭川市大町１条７丁目20番地　一力マンション202
債務者　齊藤　哲生
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６４号
北海道旭川市東５条２丁目１番21号
債務者　酒井　瑞木
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１号
長崎県雲仙市国見町土黒庚417番地
債務者　堀田賢志郎
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
栃木県小山市駅南町４丁目24番17号　グランシャリオⅡ―101号
債務者　佐藤ゆかり
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１５号
栃木県さくら市狭間田1971番地１、住民票上の住所栃木県さくら市氏家2618番地１
債務者　川合　康一
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３０号
栃木県宇都宮市上戸祭町94番地33、前住所栃木県宇都宮市海道町７番地12
債務者　赤羽　光子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係